



## 第 4 次 「北海道食の安全・安心基本計画」 の現状と課題について

令和 5 年 3 月  
北 海 道

# 目 次

I	北海道食の安全・安心条例の推進について	
第1	北海道食の安全・安心条例の概要について	1
第2	北海道食の安全・安心基本計画について	
1	基本計画の位置付け等	2
2	基本計画の推進体制	2
3	基本計画を推進するための関係者の責務と役割	4
第3	北海道食の安全・安心委員会について	
1	食の安全・安心委員会の概要	5
2	食の安全・安心委員会の開催状況	5
II	基本計画に基づく施策の実施状況について	
第1	食の安全・安心のための基本的施策の推進	
1	情報の提供	8
2	食品等の検査及び監視	11
3	人材の育成	15
4	研究開発の推進	18
5	緊急事態への対処等に関する体制の整備等	22
第2	安全で安心な食品の生産及び供給	
1	食品の衛生管理の推進	25
2	農産物等の安全及び安心の確保	
(1)	クリーン農業及び有機農業の推進	
ア	クリーン農業の推進	28
イ	有機農業の推進	30
(2)	遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止	33
(3)	家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止	35
3	水産物の安全及び安心の確保	
(1)	生鮮水産物の鮮度の保持	37
(2)	貝類の安全確保	38
4	生産資材の適正な使用等	
(1)	農薬の適正な使用等	40
(2)	動物用医薬品の適正な使用等	42
(3)	飼料及び飼料添加物の適正な使用と良質な飼料の確保	44
5	生産に係る環境の保全	
(1)	農用地の土壌汚染の防止	46
(2)	水域環境の保全	48
(3)	地下水の汚染の防止	50
第3	道民から信頼される表示及び認証の推進	
1	適正な食品の表示の促進等	
(1)	食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進	52
(2)	食品のトレーサビリティの導入の促進	55
2	道産食品の認証制度の推進	57
第4	情報及び意見の交換、相互理解の促進等	
1	情報及び意見の交換等	59
2	食育及び地産地消の推進	
(1)	食育の推進	61
(2)	地産地消の推進	64
3	道民からの申出	69

# I 北海道食の安全・安心条例の推進について

## 第1 北海道食の安全・安心条例の概要について

食は人の生命の基本であり、日常の生活の中で、安全で安心な食品を摂ることは、心身の健康を維持するための根幹として重要ですが、国内でのBSEの発生や食品表示の偽装など一連の食に関する問題を契機に、食品に対する消費者の信頼が大きく低下していました。

このような情勢を踏まえ、道では、道民の健康を守るとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産と供給を目指すため、食の安全・安心に関する基本条例「北海道食の安全・安心条例」（以下、「食の安全・安心条例」という。）を平成17年（2005年）3月に制定（平成17年（2005年）4月施行）しました。

その後、平成20（2008）、25（2013）、30（2018）年度に条例の施行状況等の点検・検証を実施し、その結果、条例については見直しを行わず、道民や地域意見交換会等での意見や提案などについては、それぞれ第2、3、4次の北海道食の安全・安心基本計画に織り込むこととしました。

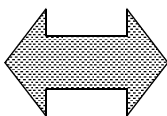
目的（第1条）	定義（第2条）
この条例は、道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給に寄与することを目的としており、そのための「基本理念」や「道及び生産者等の責務や道民の役割」を明らかにするとともに、食の安全・安心に関する道の施策について基本事項を定め、総合的・計画的に推進することとしています。	この条例において、「食の安全・安心」とは、食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいいます。

食の安全・安心対策の基本理念（第3条）
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道民の安全で安心な食品を選択する機会の確保</li> <li>② 道民の健康保護が最も重要であるという認識</li> <li>③ 道民の要望・意見の反映と、道民との協働による取組</li> <li>④ 生産から消費に至る各段階における取組</li> </ul>

責務及び役割等（第4～8条）		
① 道の責務	② 生産者等の責務	③ 道民の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的かつ計画的な施策の推進</li> <li>・ 国、都府県、市町村との連携</li> <li>・ 国への協力要請と意見等の提出</li> <li>・ 講じた施策の報告・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令の遵守と自主的な食品の安全性の確保</li> <li>・ 正確かつ適切な情報の提供と施策への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な行動と知識及び理解の深化</li> <li>・ 意見の表明や提案と施策への協力</li> </ul>

食の安全・安心のための施策（第10～27条）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報の提供</li> <li>② 食品等の検査及び監視</li> <li>③ 人材の育成</li> <li>④ 研究開発の推進</li> <li>⑤ 緊急事態への対処等に関する体制の整備等</li> <li>⑥ 食品の衛生管理の推進</li> <li>⑦ 農産物等の安全及び安心の確保</li> <li>⑧ 水産物の安全及び安心の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 生産資材の適正な使用等</li> <li>⑩ 生産に係る環境の保全</li> <li>⑪ 適正な食品表示の促進等</li> <li>⑫ 道産食品の認証制度の推進</li> <li>⑬ 情報及び意見の交換等</li> <li>⑭ 食育の推進</li> <li>⑮ 道民からの申出</li> <li>⑯ 財政上の措置</li> </ul>

基本計画（第9条）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の目標と内容の明記</li> <li>・ 道民及び委員会の意見の聴取反映</li> <li>・ 公表</li> </ul>



北海道食の安全・安心委員会（第28～35条）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項の調査審議</li> <li>・ 食の安全・安心に関し必要と認める事項の知事への建議</li> </ul>

## 第2 北海道食の安全・安心基本計画について

### 1 基本計画の位置付け

食の安全・安心条例第9条の規定に基づき、条例の施策体系に沿って中期的な施策の目標や内容を明らかにする第1次の「北海道食の安全・安心基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成17年（2005年）12月に策定しました。

その後、平成21年（2009年）12月に第2次、平成26年（2014年）3月に第3次、平成31年（2019年）3月に第4次の基本計画を策定しました。

道では、基本計画に掲げた施策ごとの目標の達成に向け、関係機関・団体をはじめ道民との協働を基本としながら、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

#### ■ 食の安全・安心基本計画の策定経過

第1次	平成17年（2005年）12月	計画期間	： 平成17（2005）～ 21（2009）年度
第2次	平成21年（2009年）12月	計画期間	： 平成21（2009）～ 25（2013）年度
第3次	平成26年（2014年）3月	計画期間	： 平成26（2014）～ 30（2018）年度
第4次	平成31年（2019年）3月	計画期間	： 平成31（令和元・2019）～令和5（2023）年度

### 2 基本計画の推進体制

知事を本部長とする「北海道食の安全・安心推進本部」を中心に、食の安全・安心委員会の意見を踏まえて、総合的かつ計画的に食の安全・安心に関する施策を推進するとともに、施策の客観性、透明性の確保に努めています。

また、国や都府県、市町村と緊密な連携を図り、道民とのリスクコミュニケーションを推進するとともに、道民からの申出に対して必要な措置を講じています。

#### 北海道食の安全・安心推進本部

##### ◆ 条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための総合調整

**本部長** 知事  
**副本部長** 副知事  
**本部長** 総務部長、総務部危機管理監、総合政策部長、次世代社会戦略監、環境生活部長、保健福祉部長、経済部長、経済部観光振興監、経済部食産業振興監、水産林務部長、教育庁学校教育監、農政部長、農政部食の安全推進監

##### ◆ 幹事会〔本部の業務の推進及び連絡調整〕

**幹事長** 農政部食の安全推進監  
**幹事** 総務部次長、総務部危機対策局長、総合政策部政策局長、総合政策部地域創生局長、総合政策部科学技術振興担当局長、環境生活部環境局長、環境生活部くらし安全局長、保健福祉部健康安全局長、経済部食関連産業局長、経済部観光局誘客担当局長、経済部地域経済局長、水産林務部水産局長、水産林務部林務局長、教育庁学校教育局指導担当局長、農政部食の安全推進局長、農政部生産振興局長、農政部生産振興局技術支援担当局長

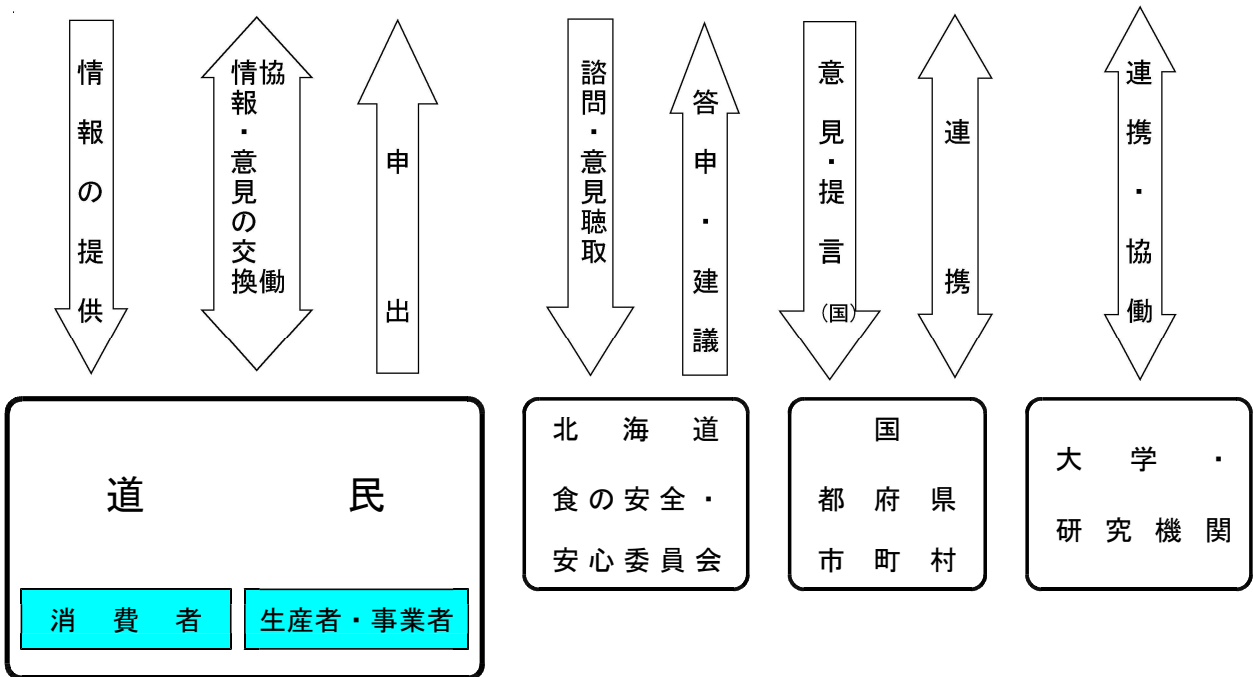
各振興局の食の安全・安心推進本部

地域の食の安全・安心の確保に係る施策の推進及び重要事項の総合調整

本部長：振興局長

関係部長を本部員に、関係課長による幹事会を設置

# 北海道



### 3 基本計画を推進するための関係者の責務と役割

食の安全・安心条例（第4条、第5条、第6条）に基づき、基本計画の中で道や生産者、食品関連事業者などの責務と道民の役割を明確にし、これら関係者の協働により食の安全・安心に向けた取組を進めています。

#### ■ 道の主な責務

- 食の安全・安心に係る情報の収集・道民への提供
- 食品表示法や食品衛生法などに基づく表示の監視・指導
- 食の安全・安心を支える人材の育成
- 食の安全・安心の確保に係る研究開発・普及の推進
- 生産から加工・流通過程における衛生管理向上の推進
- クリーン農業、有機農業の推進
- 家畜伝染病の発生の予防とまん延の防止
- 生鮮水産物の鮮度保持技術の普及
- 貝毒検査の実施
- 農薬、動物用医薬品、飼料、肥料などの適正使用の指導
- 家畜排せつ物の適正管理の促進、地下水の検査・監視
- 道産食品の認証制度の推進
- 消費者、生産者、食品関連事業者とのリスクコミュニケーションの推進
- 食育、地産地消の推進
- 危機管理体制の整備、道民からの申し出に対する適切な対応

#### ■ 生産者等の主な責務

##### 【生産者】

- 食品の安全性の確保、衛生管理の向上
- 農薬、動物用医薬品、飼料、肥料の適正な使用
- 家畜伝染病の発生予防とまん延防止、家畜ふん尿の適正管理
- トレーサビリティシステムの基本となる取引等の記録整備・保管
- 農林漁業体験の機会を提供するなどの食育の推進
- 消費者、食品関連事業者とのリスクコミュニケーションの推進
- 正確かつ適切な情報の提出

##### 【食品関連事業者】

- 食品の安全性の確保、衛生管理の向上
- トレーサビリティシステムの基本となる取引等の記録整備・保管
- 適正な食品表示の励行、正確かつ適切な情報の提供
- 行政、消費者、生産者とのリスクコミュニケーションの推進

#### ■ 道民の主な役割

- 健全な食生活の実現と食育の推進
- 食品の安全性に関する正しい知識の習得
- 食品表示などの確認、食品の衛生的な取扱いの励行
- 行政、生産者、食品関連事業者とのリスクコミュニケーションの推進

### 第3 北海道食の安全・安心委員会について

#### 1 食の安全・安心委員会の概要

食の安全・安心条例の規定に基づき知事の附属機関として、北海道食の安全・安心委員会を平成17年5月に設置し、食の安全・安心に関する新たな基準や各種計画など重要な事項について知事からの諮問事項を調査審議し、知事に答申しています。

また、必要に応じて、委員会自らが食の安全・安心に関する事項について審議し、知事に建議する権限があります。

委員会は15名の委員で構成されており、うち2名は道民からの公募により選ばれています。

また、委員会には、科学的な知見が必要な専門性の高い事項などを審議調査するために必要に応じて専門部会を設置することができ、遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する事項について、専門的な見地から調査審議を行う「遺伝子組換え作物交雑等防止部会」を設置しています。

##### ■ 食の安全・安心委員会の所掌事項

- ・ 知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議
- ・ 条例の規定により、その権限に属された事務
- ・ 食の安全・安心に関し必要と認める事項の知事への建議

##### ■ 委員及び特別委員

- ・ 学識経験者
- ・ 消費者であって、食の安全・安心に関する知見を有するもの
- ・ 生産者及び食品関連事業者。ただし、法人の場合はその役職員

#### 2 食の安全・安心委員会の開催状況

食の安全・安心委員会は専門部会を含め、平成31(令和元・2019)～令和4(2022)年度の間に計19回開催され、食の安全・安心に関する各種計画に関する答申を行うとともに、食の安全・安心に関する様々な事項について審議を行うなど、食の安全・安心を図る上で、重要な役割を果たしています。

また、委員会及び専門部会の会議は公開で開催されるとともに、開催結果については、道のホームページで会議資料及び議事録を公開するなど、審議の透明性を確保しています。



食の安全・安心委員会（R元年度・第3回）



有機農業現地調査（R3年10月・新篠津村）



■ 北海道食の安全・安心委員会の開催状況

年度	委員会・部会	審 議 ・ 報 告 事 項 等
31 ・ 元	委員会（第1回） 元. 7. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度（2018年度）「北海道食の安全・安心条例」に基づく年次報告について</li> <li>平成30年度（2018年度）食の安全・安心に係る通報等の状況について</li> <li>平成31年度（2019年度）北海道食品衛生監視指導計画について</li> <li>「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況の点検・検証について</li> <li>「北海道クリーン農業推進計画」の策定について</li> <li>新たな遺伝子組換え表示制度について</li> <li>ゲノム編集技術を利用して得られた食品等について</li> </ul>
	GM部会（第1回） 元. 7. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等に関する点検・検証について</li> <li>遺伝子組換え作物をめぐる情勢について</li> <li>北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例について</li> <li>今回（令和元年度（2019年度））の点検・検証の進め方について</li> </ul>
	委員会（第2回） 元. 11. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道クリーン農業推進計画（第7期）の諮問について</li> <li>北海道クリーン農業推進計画（第7期）【素案】について</li> <li>ゲノム編集技術を利用して得られた生物及び食品等の国における取扱いについて</li> </ul>
	GM部会（第2回） 2. 1. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する道民から意見聴取等の結果の報告について</li> <li>「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証に関する論点について</li> <li>「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証の手順について</li> </ul>
	委員会（第3回） 2. 1. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道クリーン農業推進計画（第7期）について</li> <li>「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証について</li> </ul>
	GM部会（第3回） 2. 2. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証について</li> </ul>
	委員会（第4回） 2. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道クリーン農業推進計画（第7期）について</li> <li>「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証について</li> </ul>
2	委員会（第1回） 2. 7. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度（2019年度）「北海道食の安全・安心条例」に基づく年次報告について</li> <li>令和元年度（2019年度）食の安全・安心に係る通報等の状況について</li> <li>令和2年度（2020年度）北海道食品衛生監視指導計画について</li> <li>「北海道食品ロス削減推進計画」の策定について</li> </ul>
	委員会（第2回） 2. 11. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道食品ロス削減推進計画（仮称）」の諮問について</li> <li>「北海道食品ロス削減推進計画（仮称）」（素案）について</li> </ul>
	委員会（第3回） 3. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道食品ロス削減推進計画」（案）について</li> </ul>



3	委員会（第1回） 3.7.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度（2020年度）「北海道食の安全・安心条例」に基づく年次報告について</li> <li>・ 令和2年度（2020年度）食の安全・安心に係る通報等の状況について</li> <li>・ 令和3年度（2021年度）北海道食品衛生監視指導計画について</li> <li>・ 北海道有機農業推進計画（第4期）の策定について</li> <li>・ 令和3年度（2021年度）食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの開催計画について</li> </ul>
	現地調査 （有機農業） 3.10.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機JAS認証及び特別栽培たまねぎ（新篠津村）</li> <li>・ トマトや葉物野菜など有機JAS認証農産物、さつまいも加工品などの食品加工（新篠津村）</li> </ul>
	委員会（第2回） 3.11.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度（2021年度）北海道食の安全・安心委員会委員による有機農業現地調査の報告について</li> <li>・ 「北海道有機農業推進計画（第4期）」の諮問について</li> <li>・ 「北海道有機農業推進計画（第4期）」の素案について</li> <li>・ 令和3年度（2021年度）北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会の開催について</li> </ul>
	GM部会（第1回） 3.12.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度に実施した遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の点検・検証等について</li> <li>・ ゲノム編集技術をめぐる国内外の情勢について</li> <li>・ ゲノム編集技術を用いたGABA高蓄積トマトの開発と今後の展望について</li> </ul>
	委員会（第3回） 4.2.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「北海道有機農業推進計画（第4期）」（案）について</li> <li>・ 令和3年度（2021年度）第1回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会の開催結果について</li> </ul>
4	委員会（第1回） 4.4.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正に係る諮問について</li> <li>・ 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正（素案）について</li> </ul>
	委員会（第2回） 4.6.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」について</li> </ul>
	委員会（第3回） 4.9.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度（2021年度）「北海道食の安全・安心条例」に基づく年次報告について</li> <li>・ 令和3年度（2021年度）食の安全・安心に係る通報状況について</li> <li>・ 令和4年度（2022年度）食品衛生監視指導計画について</li> <li>・ 令和4年度（2022年度）食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの開催計画について</li> </ul>
	委員会（第4回） 5.3.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「北海道食の安全・安心条例」の施行状況の点検・検証について</li> <li>・ 「第5次北海道食の安全・安心計画」及び「第5次北海道食育推進計画」について</li> <li>・ 「北海道食の安全・安心条例」の施行状況について</li> <li>・ 「計画策定の考え方（案）」について</li> </ul>

## II 基本計画に基づく施策の実施状況について

### 第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

#### 1 情報の提供

第10条 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。

#### (施策の目標)

国や他の地方公共団体等が提供する、食の安全・安心等、食に関する情報について、積極的に収集・分析するとともに、関係部局・機関と連携して、食の安全・安心などに関する適切な情報を分かりやすく、速やかに提供します。

※以下  内が施策の実施状況です。

#### 【施策の実施状況】

##### ● 食の安全・安心に関する情報提供

- 北海道食の安全・安心に関するポータルサイトについて、食の安全・安心に関する情報を積極的に収集・分析しながら、正確かつ速やかに提供するとともに、消費者の視点でより分かりやすい内容となるよう改善を図りながら、情報提供する情報の充実に努めます。

・ 食の安全・安心に関する情報を北海道食の安全・安心ポータルサイトに掲載し、消費者や事業者へ情報提供しました。また、提供する情報は、庁内関係部局から情報収集し、情報を充実させました。(食品政策課)

- 国や道などの機関が実施している食の安全・安心に関する施策や道内の取組に関する情報を道のホームページ等で提供するとともに、消費者の関心の高い食品や苦情・問い合わせのある食品に係る安全性、品質等のテスト・調査結果などの情報について、道立消費生活センターのホームページなどにより提供します。

・ ホームページに食品衛生に関わる各種情報を掲載し、食品衛生施策の根幹となる令和4年度食品衛生監視指導計画のほか、道民等への注意喚起情報等を掲載しました。(食品衛生課)

・ 水産物及び海水の放射性物質のモニタリング結果を道のホームページで情報提供しました。(水産経営課)

・ 道立消費生活センターにおいて、食品等の商品テストを実施し、その結果を同センターのホームページ等で情報提供しました。(消費者安全課)

- 食品の安全性確保等に関する機関誌を発行し、有毒植物や毒キノコ、ノロウイルス等による食中毒予防を普及啓発します。

・ 食の安全性確保等に関する機関誌を発行するとともに、有毒植物や毒キノコに関するハンドブックを作成したほか、道のホームページにおいて食中毒予防の普及啓発を行いました。ハンドブックは道民に広く配布するとともに、報道機関を通じて注意喚起も行いました。(食品衛生課)

- 食に関するメールマガジンをはじめ、道の広報誌や情報誌、広報番組のほか、新聞・雑誌、テレビ、市町村広報誌や食に関係する団体の情報誌など様々な情報媒体、さらには各種イベントの場なども活用して、食の情報やイベント情報、食の安全・安心に関する情報を広く提供します。また、情報提供の方法について検討を加え、より効果的な方法となるよう努めます。

- ・ 食に関するメールマガジンを月に3回（毎月10、20、30日）発行するとともに、様々な情報媒体や各種イベントの場などを活用して、食の情報やイベント情報、食の安全・安心に関する情報を広く提供しました。メールマガジンの登録者数は増加傾向にあり、6,708人（令和4（2022）年12月1日時点）となりました。（食品衛生課、食品政策課）
- ・ メールマガジン新規登録者獲得のため、新たに宣伝用チラシ、カードを作成し、イベント時に掲示、配布を行いました。（食品政策課）

- 食に関する知識の習得機会の充実

- 地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携し、「食」や「農林水産業」に対する学習機会の提供を推進します。

- ・ 食に関する知識を習得するための取組として、「北海道健康増進計画～すこやか北海道21～（改訂版）」に基づき、道民の方々が健康的な食習慣を身に付けるため、「道民健康づくりの日」をはじめ、各種月間等にあわせて広く普及啓発に取り組みました。（地域保健課）

- 食品衛生の基礎知識や腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス、アニサキス、有毒植物等の食中毒予防、HACCP、健康食品などに関する情報をイベントや講習会等を通じてガイドブック、リーフレットの配布、道のホームページ等で習得機会を提供します。

- ・ 食品衛生に関する情報を講習会等の機会を通じて提供しました。令和3（2021）年度は食品衛生に関する講習会を198回実施したほか、道のホームページでの周知を行いました。（食品衛生課）

- 食品の安全性等、食の安全・安心に関する各種講習会、講座などについて、消費者等の要望等も踏まえながら、食に関する知識を習得する機会の提供を推進します。

- ・ イベントや講習会等の開催、ガイドブックやリーフレットの配布、道のホームページでの情報提供等を行い、食に関する知識の習得機会を提供しました。（環境生活部、保健福祉部、水産林務部、食品政策課）

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
1 食に関するメールマガジンの発行	月2回発行 (H29年度)	隔週発行	月3回発行	月3回発行	月3回発行	月3回発行	100% 達成
2 食に関するメールマガジンの登録者数	6,231人 (H29年度)	6,418人	6,521人	6,599人	6,664人	8,000人	83% 概ね達成
3 北海道農業・農村情報誌(コノワ)への掲載	毎号掲載 (H29年度)	毎号掲載	毎号掲載	毎号掲載	毎号掲載	毎号掲載	100% 達成

#### 【今後の課題】

- ・ 道民の食の安全・安心に対する関心は依然として高く、情報の内容や提供の手法などの充実に努めながら引き続き情報提供を行う必要があります。（消費者安全課、食品衛生課、水産経営課、食品政策課）

メールマガジンは、道が、道民に対し能動的に情報発信する有効な手段であることから、引き続き日常的に正確で的確な情報を幅広く提供することが必要であり、新規登録者獲得の手法を検討する必要があるほか、SNS（フェイスブック等）も活用した情報提供も実施していく必要があります。（食品衛生課、食品政策課）
- ・ 食に関する知識の習得機会を充実させるため、食品衛生の基礎知識などの習得機会、食品の安全性等の知識を習得する機会を引き続き提供する必要があります。（環境生活部、保健福祉部、水産林務部、食品政策課）

## 2 食品等の検査及び監視

第11条 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (施策の目標)

道内で生産された食品はもとより、道内に流通する道外産食品及び輸入食品を含めた食品全般について、微生物や食品添加物、残留農薬などの検査を実施するとともに、食品の生産から製造、流通、販売・提供に至る各段階で食品関係施設等の監視指導を適切に実施します。

食品の表示については、積極的な情報の収集や調査の実施により監視を行い、立入検査の実施や違反に対する指導等を通じて、表示の適正化を図ります。

### 【施策の実施状況】

#### ● 食品等の検査の実施

- 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、道立保健所や道立食肉衛生検査所が計画的に食品の検査を実施します。
- 道内で生産、製造、加工、調理、販売される食品について、道立保健所、道立食肉衛生検査所及び道立衛生研究所において、食品衛生法に基づき、微生物や食品添加物、残留農薬・動物用医薬品などの検査を実施します。

・ 年間を通じて流通する食品の検査を行ったほか、夏期、年末には期間を定めて集中的に検査を行いました。令和3（2021）年度は食品販売施設等から食品等1,771検体を収去し、検査を行いました。（食品衛生課）

- 浅漬けや生食用食肉をはじめ、加熱せずにそのまま喫食する食品について、腸管出血性大腸菌の検査を実施します。

・ 夏期、年末等の時期を中心に食品を収去し、検査を行いました。令和3（2021）年度は、食品から腸管出血性大腸菌が検出される事例はありませんでした。（食品衛生課）

#### ● 食肉検査及び食鳥検査の実施

- 道立食肉衛生検査所及び道立保健所のと畜検査員・食鳥検査員が、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、と畜検査や食鳥検査を行い、病気などで食用に適さない家畜等を排除します。

・ 道立食肉衛生検査所及び道立保健所のと畜検査員・食鳥検査員がと畜検査・食鳥検査を行い、食用に適さないものを排除しました。（食品衛生課）

- 検査で得られた様々な情報について、健康な家畜の生産に有益なデータとして、生産現場にフィードバックします。

・ と畜検査・食鳥検査の結果を、生産現場にフィードバックしました。（食品衛生課）

- BSE対策として、月齢による牛の分別管理やと畜処理工程における特定部位の除去及び適正な取扱いについて指導します。

・ と畜場に対する指導を継続したことにより、月齢による分別管理、と畜処理工程における特定部位の除去が徹底されました。(食品衛生課)

- 食品関係施設等に対する監視指導の実施

- 北海道食品衛生監視指導計画に基づき、道立保健所、道立食肉衛生検査所などが計画的に食品関係施設の監視指導を実施します。

特に、大規模な学校給食施設や食品製造施設など大量又は広域的に流通する食品を取り扱う施設、高度な衛生管理を行う施設等に対しては、道立保健所に設置した生活衛生監視指導班が、高度で専門的な監視指導を実施します。

また、夏季に発生しやすい食中毒等の発生防止を図るほか、大量に食品が流通する年末において積極的に食品衛生の向上を図るため、夏季・年末一斉監視を実施します。

・ 年間を通じて食品関係施設への立入検査を行ったほか、夏期、年末には期間を定めて集中的に立入検査を行いました。(食品衛生課)

- 食品等の検査や施設の監視の結果、食品衛生法に基づく規格基準等の違反を発見した場合には、行政処分等必要な措置を講じ、当該違反食品の流通の防止や排除を実施します。

・ 人の健康を損なうおそれがある食品を発見した際は、その食品への措置等により、二次的な被害発生を防止しました。(食品衛生課)

- 自主的な検査等の実施

- 生産者や事業者自らによる食品の安全性確保の取組として、自主検査の定期的な実施について啓発・指導を実施します。

・ 施設への立ち入りを行った際、自主検査の実施やHACCPに沿った衛生管理の取組が確認されるとともに、自主衛生管理の推進に努めるよう啓発しました。(食品衛生課)

- 衛生管理の徹底やHACCPに沿った衛生管理の導入を促進するため、食品等事業者に対し、施設の立入検査時の指導や講習会等の開催、道のホームページなどによる普及啓発を実施します。

・ 施設への立ち入りを行った際、自主検査の実施やHACCPに沿った衛生管理の取組が確認されるとともに、自主衛生管理の推進に努めるよう啓発しました。(食品衛生課)

・ 事業者等に対し、自主衛生管理の推進に関する講習会を実施し、令和3(2021)年度は食品衛生に関する講習会を198回実施しました。(食品衛生課)

・ 自主衛生管理の推進に関する情報をホームページ等に掲載し、普及啓発を実施しました。(食品衛生課)

● 適正な食品表示の促進

- 食品の製造・販売事業者、飲食店等事業者や消費者等に対し、表示関係法令に基づく食品表示制度の普及啓発に努めます。

- ・ 食品表示制度に関するセミナーを開催するとともに、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付け、食品表示制度の普及啓発を行いました。(消費者安全課)

- 食品の製造・販売事業者や飲食店等事業者等に対し、表示が関係法令に基づき適切に行われているか調査や監視を行い、違反・不適切事案については法令に基づく措置や指導を実施します。

- ・ 食品等事業者に対し、食品表示法や景品表示法に基づき表示が適正に行われているか調査や監視を行いました。不適切な表示を行った事業者に対しては、法令に基づく指示・命令や指導等の措置を実施しました。(消費者安全課)

- 遺伝子組換え食品の混入の有無や混入割合、アレルギー物質、食品添加物などの検査を行い、食品の表示が正しく行われているか確認します。

- ・ 道内に流通する食品を収去し、検査を実施しました。令和3(2021)年度は食品販売施設等から食品等297検体を収去し、検査を実施しました。(食品衛生課)

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現 状 値	30	31・元	2	3		
4 北海道食品衛生監視指導計画に基づく立入検査の実施率	97% (H29年度)	113%	106%	79%	66%	100%/年	66% 進捗が遅れ

【今後の課題】

- ・ 食の安全を確保する上では、流通する食品を定期的・継続的に検査することにより、食品衛生法の基準を満たしているか確認していくことが必要です。  
腸管出血性大腸菌による食中毒は、人命に関わる重篤な被害に繋がることから、定期的な検査により食品の衛生的な取扱いを確認することが必要です。  
食用に適さない食肉や家きんを排除するため、と畜検査や食鳥検査を適切に実施していく体制を維持することが必要であり、検査結果は生産現場に確実にフィードバックすることが必要です。  
BSE対策として、月齢による牛の分別管理や特定部位の除去及び適正な取扱いについての指導を継続することが必要です。(食品衛生課)
- ・ 北海道食品衛生監視指導計画に基づき、道立保健所、道立食肉衛生検査所などが計画的に食品関係施設の監視指導を実施することが必要で、違反等の事案が発生した際は、迅速かつ適切に対処することが必要です。(食品衛生課)
- ・ 食品等事業者自らの責任において、食品の安全性を確保する必要がある、その旨の啓発指導の継続が必要です。



また、令和3（2021）年6月に完全施行されたH A C C Pについては、食品等事業者における自主衛生管理の推進を図るとともに、効果的な取組となるよう保健所による助言等が必要です。（食品衛生課）

- ・ 食品の製造・販売事業者、飲食店等事業者による食品表示制度の遵守が求められ、引き続き普及啓発を行う必要があります。

また、表示が適切に行われているか、引き続き法令違反等に対する調査や監視を行う必要があります。（消費者安全課）

- ・ 流通する食品を計画的に検査し、遺伝子組換え食品の混入の有無や混入割合、アレルギー物質、食品添加物などの検査を行い、食品表示法への適合を確認する必要があります。（食品衛生課）

### 3 人材の育成

第12条 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

#### （施策の目標）

食品の生産から消費に至るそれぞれの段階で、責任者から担当者まで広く対象として食品の安全性に関する専門的な知識を有する人材の育成・確保を図るとともに、その資質の向上に努めます。また、地域の食材を活かし、地域と密着した食づくりを担う人材の育成を図ります。

#### 【施策の実施状況】

##### ● 生産段階における人材の育成

- 北海道農業指導士認定研修会を開催し、農業指導士を認定します。

・ 研修会を開催し、農業指導士の認定に取り組み、認定者数は令和3年度で2,242名となりました。（技術普及課）

- 北海道指導農業士・農業士会と連携し、農産物の生産現場において、指導農業士や農業指導士などが、生産資材の適正使用や環境保全に関して指導や助言などを行う取組を推進します。

・ 毎年度、農業指導士を擁する北海道農業安全使用推進協議会の構成団体が、農業者の研修会や啓発等を実施しました。農業の適正かつ安全な使用に向けた農業者の指導や助言等の取組が着実に実施されています。（技術普及課）

##### ● 食品産業を担う人材の育成

- 食品表示制度などの普及啓発を目的に、食品関係事業者等を対象として、「食の安全・安心セミナー」を全道で開催します。

・ 食品表示制度に関するセミナーを開催し、食品表示制度の普及啓発を行いました。（消費者安全課）

- HACCPに沿った衛生管理の導入を促進するため、道立保健所を中心に食品等事業者に対するHACCP普及のための講習会を実施します。また、将来の食品衛生を担う食品衛生管理者養成コースの学生に対し、食品衛生行政等に関して講義します。

・ 事業者に対し、令和3（2021）年6月に完全施行されたHACCP普及のための講習会を実施しました。令和3（2021）年度はHACCPの適正な実施のための講習会を98回開催しました。（食品衛生課）

・ 食品衛生管理者養成コースの学生に対する講義を実施しました。令和3年度は道内3校の学生に対する講義を実施しました。（食品衛生課）

- 食品関係施設の自主管理体制を確立するため、食品関係団体による食品衛生管理者や食品衛生責任者、食品衛生指導員の資質向上のための取組に指導・助言します。

・ 食品関係団体が実施する各種講習会の講師等を務めたほか、関係団体が実施する巡回指導活動に必要な支援を行いました。(食品衛生課)

- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）食品加工研究センター、道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターで、食品製造における品質管理・衛生管理技術の向上を図るため、研究職員が食品企業の製造現場に赴き、改善策を提案する取組を実施するほか、道内企業の技術者等を対象に、食品加工技術講習会などを実施します。

・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、食品企業等の品質管理・衛生管理技術の向上を目的として、研究職員が食品企業の製造現場に赴き、改善策を提案する取組である現地技術指導を実施しました。現地技術指導は全道を対象に、平成31・令和元（2019）年度 123件、令和2（2020）年度 92件、令和3（2021）年度 52件実施し、食品企業等の課題解決に努めました。(科学技術振興課)

・ 道立オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターの管理運営、試験研究等への補助事業を実施し、地域経済の活性化を図りました。令和3年度は97企業の現地指導を実施しました。(食産業振興課)

・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、食品微生物管理技術講習会及び食品加工・品質管理技術講習会を実施しました。食品微生物管理技術講習会は毎年1回、食品加工・品質管理技術講習会は毎年2回開催し、道内企業等の技術力向上に努めました。(科学技術振興課)

・ 道立オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターの管理運営、試験研究等への補助事業を実施し、地域経済の活性化を図るため、技術普及講習会及びセミナー等を開催しました。(食産業振興課)

- 学校や地域における人材の育成

- 学校における食育を一層充実させるため、栄養教諭に対する研修を実施し、資質・指導力の向上を図ります。

・ 初任段階栄養教諭研修、中堅栄養教諭研修、食育推進研究協議会等研修を実施し、栄養教諭の資質・指導力の向上を図りました。(教育庁健康・体育課)

- 道民が栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう、普及推進の担い手となる管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員などを対象とした研修会を実施し、資質の向上を図ります。

・ 保健所等において、管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員などを対象とした事業（研修会、イベント等）を実施しました。(地域保健課)

- 道立農業高等学校において、地域の農業振興を担う資質・能力の育成に向け、GAPやHACCPなど、安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習内容の充実を図ります。

- ・ 農業教育研究大会などの農業科の教諭等の研修において、各学校においてGAPやHACCPの学習内容を充実させるよう指導・助言しました。その結果、各学校が科目の中でGAPやHACCPについて、積極的に取り扱っています。(教育庁高校教育課)

● 地域食材を活かした食文化の継承や人材の育成

- 農林業や水産業、食品加工、料理、食文化の5分野から、地域の風土や食文化などの地域特性を活かした食づくりに関する知識や技術を持つ者を登録する「北海道らしい食づくり名人登録制度」を推進し、名人が有する「技」や「知識」の伝承を促進することにより、地域における食の担い手の育成を図ります。

- ・ ホームページや食育推進ネットワーク会議など食育関係者が集まる会議において、北海道らしい食づくり名人制度をPRし、登録を推進しました。令和3(2021)年度末における食づくり名人は160名で、うち伝承名人は50名登録しています。(食品政策課)

【指標の達成状況】

指 標	年 度	現状値	年 度				目標値	目標比
			30	31・元	2	3		
5 農業指導士の認定数		2,092人 (H29年度)	2,103人	2,227人	2,190人	2,242人	2,000人	112% 達成
6 北海道らしい食づくり名人の登録のうち伝承名人の割合		28.9% (H29年度)	—	31.3%	31.3%	31.3%	50%	63% 進捗遅れ

【今後の課題】

- ・ 北海道らしい食づくり名人のうち伝承名人の登録については、各振興局や市町村への周知やメールマガジン等により、制度の周知を行ってきましたが、登録は伸び悩んでおり、目標に達していません。(食品政策課)
- ・ 食品の生産から消費に至るそれぞれの段階における取組を着実に進めるためには、引き続き、専門的な知識を有する人材の育成・確保が必要です。(科学技術振興課、消費者安全課、食品衛生課、食産業振興課、教育庁健康・体育課、教育庁高校教育課、技術普及課、食品政策課)

## 4 研究開発の推進

第13条 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

### （施策の目標）

農畜産物の生産技術、クリーン農業や有機農業の推進、食品の衛生・品質管理、環境の保全など、道産食品の安全・安心確保のための研究開発の推進と研究成果の公表、その成果の普及などを積極的に進めます。

### 【施策の実施状況】

#### ● 農林水産業における研究開発の推進

- 化学合成農薬・化学肥料の削減技術、病害・障害に強い品種開発など、クリーン農業の推進や有機農業を支援するための技術の開発に関する研究を推進します。

・ 道総研農業研究本部において、クリーン農業を支える化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する栽培技術を開発したほか、クリーン農業による畑地からの温室効果ガス排出抑制効果を明らかにするなど、クリーン農業や有機農業に関する技術を開発しました。クリーン農業の推進に不可欠な技術は、道総研において令和元（2019）年度以降、新たに13の技術が開発され、農業改良普及センターなどによる情報提供や技術指導を通じて、普及を図っています。（科学技術振興課）

- 有害物質を蓄積させない安全な農産物生産技術などの開発に関する研究を推進します。

・ ここ4か年において、そのことについて特化した研究については実施していませんが、今後、必要性に応じて課題化を検討します。（科学技術振興課）

- 家畜感染症と人獣共通感染症の診断・予防技術など安全で良質な畜産物生産技術の開発に関する研究を推進します。

・ 道総研農業研究本部において、牛白血病ウイルスの清浄化を目指したウイルス伝播防止対策や、乳牛を健全に管理するための乳中ケトン体濃度の値に基づく飼養管理技術の開発など、安全な畜産物の生産のための技術を開発しました。家畜感染症と人獣共通感染症の診断・予防技術などは、道総研において令和元年度から新たに4の技術が開発され、農業改良普及センターなどによる情報提供や技術指導を通じて普及を図っています。（科学技術振興課）

- 農産物の貯蔵・流通技術、水産物の品質管理技術及び食品の微生物制御と加工・保存技術など、農水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発に関する研究を推進します。

・ 道総研水産研究本部において、「道産養殖ニジマスの冷凍・解凍処理による刺身商材の品質コントロール技術開発」や「中小型漁船で漁獲された道産マイワシの消費拡大のための高鮮度技術の開発」など、水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持の技術を開発しました。研究により得られた成果を広く、北海道内の市町村や企業等に普及しました。（科学技術振興課）

- バイオマス資源の有効活用と農地の環境保全技術など、生産環境の保全の技術開発に関する研究を推進します。

・ 道総研水産研究本部において、「食品製造残渣及び水産系廃棄物を活用した養殖サーモン成魚用の低コスト飼料開発」「ホタテガイ貝殻」を用いたマガキシングルシード種苗生産技術の開発など水産系廃棄物を活用した技術を開発しました。研究より得られた成果を広く、北海道内の市町村や企業等に普及しました。(科学技術振興課)

- 食品の衛生・加工、環境における研究開発の推進

- 道立衛生研究所で、食品中に残留する農薬等の試験に関する調査研究や、食中毒の原因となる細菌・ウイルスの汚染実態や検査など、食品衛生に関する研究を推進します。

・ 残留農薬、動物用医薬品、貝毒、遺伝子組換え食品、食品微生物などに関する道独自の調査研究を実施し、成果を学会や学術論文として公表しました。(地域保健課)

- 道総研食品加工研究センターで、HACCPに沿った衛生管理の導入が促進されるよう、食品企業の製造現場における微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する講習会の開催、企業等からの依頼に基づき研究職員を現地に派遣して行う技術指導、電話等による技術相談の対応を実施します。

・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する食品微生物管理技術講習会を開催し、初心者を対象にHACCPの講義や実習を含む3日間の食品微生物管理技術講習会を年1回開催し、食品企業等の品質・衛生管理の向上に努めました。(科学技術振興課)

・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、現地技術指導を実施し、衛生管理に関する現地技術指導を毎年10~20件程度実施し、食品企業の製造現場における課題解決に努めました。(科学技術振興課)

・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターでは、平成31(令和元・2019)年度 60件、2(2020)年度 59件、3(2021)年度 67件の技術相談を実施しました。(科学技術振興課)

- 農林水産分野において、地域や企業等からの研究ニーズに基づき、道の政策課題等に対応した道産食品の安全・安心を確保するための研究開発を推進します。

・ 道総研において、研究課題調査を実施し、道内の経済・社会、暮らしなどにおける幅広い分野の課題や研究ニーズを把握しました。これらの要望に基づき、新規課題を立案し、研究開発を推進しました。研究により得られた成果を広く、北海道内の市町村や企業等に普及しました。(科学技術振興課)

- 地域の環境評価と環境リスクの管理手法の開発など、環境保全に関する調査研究を推進します。

・ 道総研水産研究本部において、「北海道赤潮緊急対策支援事業」、「藻場施設機能回復手法高度化調査」など環境保全に関する調査研究を実施しました。研究により得られた成果を広く、北海道内の市町村や企業等に普及しました。(科学技術振興課)

- ・ 道総研産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所において、有害大気汚染物質のモニタリング調査など、化学物質の環境リスクに関する調査研究を推進しました。すべての項目で環境基準及び指針値を達成しました。(循環型社会推進課)

● 国や民間との連携、成果の普及

- 道総研において、企業、大学、国や道等の試験研究機関、関係団体、金融機関等、多様な関係機関と連携し、研究から事業化・実用化までの一貫した支援を行います。

- ・ 道総研森林研究本部において、道産きのこについて実用化に向けた研究を多様な関係機関と連携し、研究から事業化・実用化まで一貫して支援しました。その成果は企業や栽培農家等で活用されています。(科学技術振興課)

- 道総研において、研究成果発表会を開催するほか、技術相談や技術指導を実施し、試験研究成果の移転を促進します。また、農業改良普及センターや水産技術普及指導所などを通じて生産者等への技術指導を行い、研究成果を普及します。

- ・ 道総研各研究本部において、研究成果発表会をWeb等で開催するとともに、食品加工研究センターでは、研究成果発表会の内容を道内各地域において紹介する「移動食品加工研究センター」を開催し、研究成果を普及しました。食品加工研究センターで開催している「移動食品加工研究センター」は毎年3回道内各地域で開催し、研究成果の普及に努めました。(科学技術振興課)
- ・ 道総研各研究本部において、技術相談や技術指導を実施し、研究成果の普及に取り組みました。研究成果発表会および移動食品加工研究センター開催時においては、技術相談や現地技術指導を実施して、研究成果の移転に努めました。(科学技術振興課)
- ・ 道総研において、農業改良普及センターや水産技術普及指導所などと連携し、生産者等への技術指導を行い、研究成果を生産者などに普及しました。(科学技術振興課、水産林務部、技術普及課)

- 地域が主体となって運営する道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターが実施する地域の農水産物等を活用した加工品の開発など、食品加工に関する研究や技術指導に対して支援します。

- ・ 道立オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターの管理運営や、試験研究等を支援し、地域経済の活性化を図りました。試験研究事業において4テーマについて検証したほか、講習会の開催や技術指導及び相談事業を実施しました。(食産業振興課)

【指標の達成状況】

指標	年度	現状値	年度				目標値	目標比
			30	31・元	2	3		
7 食の安全・安心を支える生産技術の普及計画課題数		20課題 (H29年度)	27課題	24課題	22課題	—	20課題	110% 達成



**【今後の課題】**

- ・ 食の安全・安心を支える生産・加工をめぐる情勢や課題は日々変化しており、引き続き、新しい技術の研究開発や食品加工技術力の高度化を進めるとともに、その成果等については迅速に普及する体制を維持・強化する必要があります。（科学技術振興課、循環型社会推進課、地域保健課、水産林務部、技術普及課）

## 5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等

第14条 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### （施策の目標）

日頃から関係部局・機関・団体が、連携・協力体制の整備・強化に努め、危機の未然防止を図るとともに、万一、緊急事態が発生した場合には、「道民の消費生活の安全確保に係る緊急事態への対処等の基本指針」等の緊急時対応マニュアルに基づき的確かつ迅速に対応し、被害を最小限にとどめます。

### 【施策の実施状況】

#### ● 危機管理体制の構築

- 危機管理に当たっては、国内外における危害情報の迅速な収集や情報の共有化を図り、危機の発生防止に努めます。

・ 道では、厚生労働省等との連携を強化するなど、食の安全に関わる情報収集が可能な体制を整えています。情報の共有化が必要と判断される危害情報については、保健所や関係団体等を通じて広く情報提供を行いました。（食品衛生課）

- 万一、緊急事態が発生した場合には、事態に応じた個別の緊急時対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応するほか、個別マニュアルに該当しない又は全庁対応が必要な事態については、事態の内容に応じた対策会議を設置するなどして、緊急事態への対処及び拡大防止に努めます。

・ 食中毒の発生を疑う情報を探知した場合は、厚生労働省の食中毒調査マニュアルや道の食中毒対策要領等に基づき、速やかに調査を実施しています。措置等により二次的な被害発生を防止しました。（食品衛生課）

・ 高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、北海道家畜伝染病防疫対策要綱及び防疫対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切な防疫措置を実施し、家畜伝染病のまん延を防止しました。（畜産振興課）

・ 平成22（2010）年4月に「道民の消費生活の安全確保に係る緊急事態への対処等の基本指針」を策定しました。平時から危害情報の収集、分析、評価などを行い、緊急事態対応に備えるため、定期的に消費生活安定会議幹事会食品安全部会を実施し、食の安全・安心に関する情報の共有と対応状況を確認しました。（消費者安全課）

- 国、市町村など、関係機関・団体と日頃から連携を維持し、迅速かつ確な対応を図るため、円滑な協力体制を確保します。

また、緊急事態の発生時には、必要に応じ、生産から加工、流通・販売、消費に至る関係者との情報交換の場を設置するなど、関係者が連携・協力して対応できる体制を構築します。

- ・ 消費者等から提供された情報を庁内関係部局等と共有し、関係法令所管部局等により適切に対応をしました。(消費者安全課)
- ・ 厚生労働省が設置する広域連携協議会に参画するなどし、国や道内の保健所設置市などと良好な関係を築き、有事の時には必要な協力を得られるなど協力体制の構築に努めています。(食品衛生課)
- ・ 国、地方自治体など関係機関・団体と定期的に情報交換、協議を行うための会議等に参加協力しました。日頃の連携の維持、円滑な協力体制の確保に努めました。(消費者安全課)

- 緊急時対応マニュアルについては、不断の見直しを行い、道における危機管理体制の確保・充実に努めます。

- ・ 道における危機管理体制の確保・充実のため、マニュアルの必要な見直しを行っています。(食品衛生課)
- ・ 口蹄疫などの海外悪性伝染病等の侵入に備え、北海道家畜伝染病防疫対策要綱及び防疫対応マニュアルの見直しを検討するとともに、これに基づき自衛防疫組織等の関係機関と連携し、家畜飼養農場等への指導・啓発や防疫演習を実施し、家畜防疫体制の整備・維持とともに、防疫体制が強化されました。(畜産振興課)

## ● 迅速な情報提供

- 健康被害の拡大防止や風評による混乱を避けるためには、道民に分かりやすく正しい情報を速やかに提供することが重要であることから、食中毒の発生時や道が食品表示法に基づき表示に関する指導などを行った場合において、道のホームページをはじめ、報道機関など多様な手段を用いながら情報提供を迅速かつ積極的に行います。

- ・ 道が食品表示法に基づき表示に関する指示等を行った場合などには、速やかに報道発表を行うとともに、道のホームページに掲載し、道民に対し、情報提供しました。  
また、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生に伴う風評や混乱が発生することを防ぐため、「鶏肉・鶏卵は安全です」という周知をホームページやツイッターで行い、道民に対し、速やかに情報提供しました。(消費者安全課)
- ・ 食中毒の発生や食品衛生法に違反する食品が確認された場合などには、報道発表を行うとともに、道のホームページに掲載し、道民に対し、情報提供しました。健康被害の拡大防止や風評による混乱等は確認されていません。(食品衛生課)

## ● 事業者等における危機管理対応の促進

- 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、健康被害のおそれのある食品の速やかな自主回収の実施や食品防御（フードディフェンス）への対応など、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進します。

- ・ 食品事業者に対するイベントや講習会等の開催のほか、ガイドブック等を配布するとともに、道のホームページでの情報提供等を行い、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進しました。(食品衛生課)

【指標の達成状況】

年 度 指 標	現状値	30	31・元	2	3	目標値	目標比
8 食に関する危害情報の伝達訓練の実施回数	1回 (H29年度)	1回	1回	1回	1回	1回/年 (継続)	100% 達成

【今後の課題】

- ・ 引き続き、食の安全・安心を脅かす緊急事態への対処時に関する体制の整備や充実・強化が必要です。(消費者安全課、食品衛生課、水産林務部、教育庁、畜産振興課)